

市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

| 番号 | 発生局名 | 専決処分年月日 | 損害賠償の額 | 被害者 | 事件の概要 |
|----|-------|---------|--------------|-----------|---|
| 1 | 教育委員会 | 28.8.16 | 円 310,000 | 横浜市青葉区在住者 | 平成28年3月、平成28年度神奈川県公立高等学校入学者選抜学力検査において、本市職員が、採点を誤ったため、市立高等学校に入学を希望していた被害者が不合格となり、当該被害者が、既に合格していた私立高等学校の入学金を支払うこととなったもの |